

「河川の減災に関する最近の話題」

「要配慮者避難」への取組について

関東地方整備局 河川部
水災害対策センター

水防活動の実施

各種情報の提供

平時

河川等の巡視(水防法第9条)

【水防管理者等】

- ①河川等の巡視
水防上の危険箇所を
管理者へ連絡



出水時

水防現場での活動(水防法第17条、第26条等)

【水防管理者等】

- ①水防工法実施
決壊後の氾濫被害の
拡大防止措置



洪水浸水想定区域の指定(水防法第14条)

【国土交通省又は都道府県】

- ⑤洪水浸水想定区域の指定



避難の確保及び浸水の防止のための措置(水防法第15条等)

【市区町村等】

- ⑤ハザードマップの作成・配布
- ⑥自衛水防の促進
地下街、**要配慮者利用施設**、
大規模工場等の**避難確保計画**・
浸水防止計画の**作成、訓練実施**
- ⑦浸水被害軽減地区の指定
- ⑧大規模氾濫減災協議会
- ⑩水防訓練の実施



河川情報の発信

(水防法第10条、第11条、第12条、第13条、第16条等)

【国土交通省又は都道府県】

- ②洪水予報の実施(気象庁と共同)
- ③水位情報の通報・周知
- ④水防警報の実施

特定緊急水防活動(水防法第32条)

【国土交通省】

- ⑨特定緊急水防活動の実施
浸入水の排除
高度の機械力、専門的知識
及び技術を要する行為



【平成29年度改正】避難確保計画策定等の義務化

- 平成28年8月岩手県小本川豪雨災害において、高齢者施設の利用者9名が亡くなる被害が発生。
- 洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、**避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化**し、利用者の確実な避難確保を図ることとする。
- 当該計画を作成しない場合には**市町村長が作成の指示**を行い、これに従わない場合はその旨を**公表**することができる。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	義務	義務

※ 土砂災害防止法では義務を新設

担保措置を創設

- ・計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
- ・指示に従わないときはその旨を公表。



平成28年台風10号では、岩手県の要配慮者利用施設にて、逃げ遅れにより利用者9名の全員が死亡。

避難訓練は実施していたが、水害は想定外。

【令和3年度改正】助言・勧告する制度を創設

- 令和2年7月熊本県球磨川豪雨災害において、高齢者施設の利用者14名が亡くなる被害が発生。
- 千寿園では、避難計画を作成し訓練も実施していたが、水害による被害は想定外。
- 要配慮者利用施設の**避難の実効性を確保**するため、水防法及び土砂災害防止法を改正し、**市町村長から施設に対して助言・勧告する制度を創設**。

【特別養護老人ホーム千寿園の被災(R2.7)】

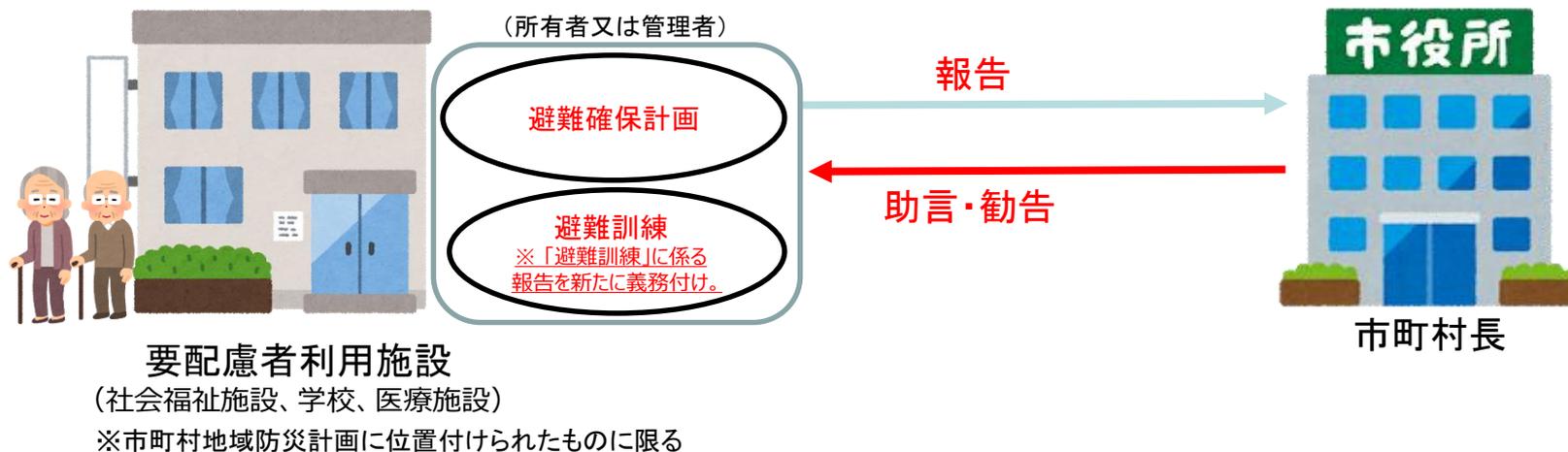


- 昨今の水災害発生時の被害状況を踏まえ、高齢者等の避難困難者が利用する要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練の内容について、市町村による適切性の確認や助言・勧告を通じた避難実効性の確保を図る必要。

【改正概要】

- 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成し、市町村に報告することとされている避難確保措置に関する計画(避難確保計画)について、報告を受けた市町村長による計画内容に係る助言・勧告制度の創設
- 要配慮者利用施設の所有者等の実施義務とされている避難訓練について、市町村長への訓練結果の報告を義務付け、報告を受けた市町村長による訓練内容に係る助言・勧告制度の創設

【要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ】



⑥自衛水防（地下街・要配慮者利用施設・大規模工場）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた**地下街等**の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な**避難の確保**及び洪水時等の**浸水の防止を図るために必要な訓練**その他の措置に関する**計画を作成しなければならない。**（以下省略）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた**要配慮者利用施設**の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な**避難の確保**を図るために必要な**訓練**その他の措置に関する**計画を作成しなければならない。**（以下省略）

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた**大規模工場等**の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の**浸水の防止を図るために必要な訓練**その他の措置に関する**計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。**（以下省略）

水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況

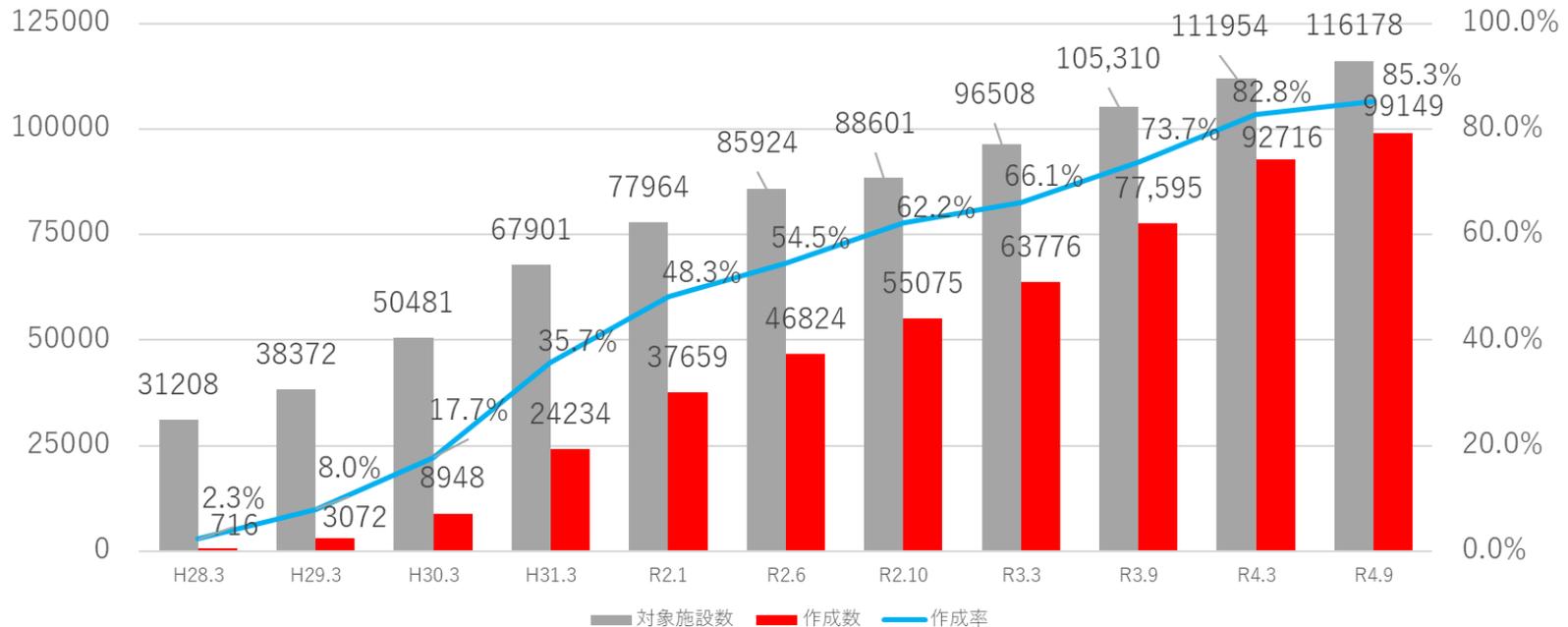
令和5年1月17日

- 令和4年9月末時点で、対象施設※は116,178施設、うち計画作成済みは99,149施設(約85%)。
 - 前回調査の令和4年3月末から6ヶ月間で4,224施設増え、作成率は83%から2ポイント増加。
- ※市町村の地域防災計画に定めた要配慮者利用施設

令和4年9月末時点

区分	対象施設	計画作成済み	作成率
要配慮者利用施設	116,178	99,149	85%
うち社会福祉施設	94,782	80,972	85%

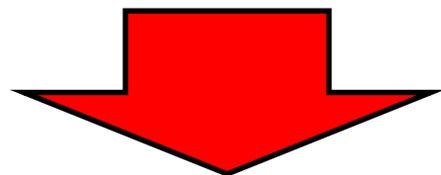
要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推移



計画策定率及び訓練実施率向上の取組み

<課題>

- ①新たな要配慮者支援施設が年々増加しており、策定率が上がりづらい。
- ②地価が安価という理由か？「浸水想定区域内」に新たに施設が立地してしまう。
- ③要配慮者施設(介護施設)は慢性的な人手不足状態。
→計画策定しても訓練もままならない状況の施設もある。
- ④たとえ訓練したとしても夜間などは少ない人数で対応しなくてはならず、施設入居者は自発的に動ける人数は皆無。
- ⑤自治体全域が低地地域では、避難先の施設(受け入れ先)を探すのが困難。



<令和4年度 計画策定率及び訓練実施率向上に向けた取組み>

- ①近年、出水があった川の付近の対象施設に対して課題と対策を聞き取り調査。
- ②各都県の工夫事例などの収集や課題の収集。
- ③WEB会議にて各都県の良好事例を説明してもらった。
- ④その上で、水防担当部局だけでは課題解決が難しい事項について
→国土交通本省経由で各関係省庁に打診。
- ⑤本省からの回答を都県を含め情報共有。

これからも計画策定率が低い地域、水害リスクが高い地域の施設に対して積極支援

避難確保計画作成支援動画

別紙

「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」

- 避難確保計画作成する施設管理者等、及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難確保計画の作成又は確認時において、避難の実効性を確保する上で基本となるポイントや注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画。
- 国土交通省で公表している「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL: <https://youtu.be/Va4O0F33ucs> 【国土交通省YouTube】



【動画の画面例】

**要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成・確認のポイント**

令和5年3月
国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課・砂防計画課

【計画様式】

社会福祉施設
避難確保計画

施設名: ○○○ホーム

2022年4月作成

【チェックリスト】

項目	確認事項	確認結果
1	避難確保計画の作成状況	作成済
2	避難確保計画の更新状況	更新済
3	避難確保計画の周知状況	周知済
4	避難確保計画の実効性の検証状況	検証済
5	避難確保計画の点検状況	点検済
6	避難確保計画の見直し状況	見直し済

※計画様式やチェックリストは、所在する市町村で独自に用意している場合があります。避難確保計画を作成する際は、市町村にご確認ください。

2. 災害リスク等の確認

様式1-3 施設が有する災害リスク

災害種別	確認事項	確認結果
水害(洪水、雨 洪水浸水想定区 域(洪水))	浸水深、浸水継続時間を確認	0.5m~3m 1日~3日未満 浸水区域の有無
	雨水出水浸水想定区域(雨水出水)	□該当なし ☑該当 最大浸水深 0.5m~1m 浸水継続時間 12時間~1日未満
	高潮浸水想定区域(高潮)	□該当なし ☑該当 最大浸水深 0.5m~3m 浸水継続時間 1日~3日未満
	津波災害警戒区域(津波)	□該当なし ☑該当 基準水位 2m 最大浸水深 津波到達時間 50分
土砂災害	土砂災害特別警戒区域 □該当なし 土砂災害警戒区域 □該当なし	☑該当(以下の該当する分類に☑) ☑がけ崩れ(急傾斜地の崩壊) □土石流 □地すべり(地滑り)

5. 避難誘導

様式4-5 避難誘導

①原則、施設利用者の適切な支援を提供できるA会(系列グループホーム)に立退き避難をする。
②避難する時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所に立退き避難をする。

災害種別	避難先名称	移動距離	避難方法		避難に要する時間	避難開始時間	
			徒歩	その他			
高層施設や 他の避難施設	A会(系列グループホーム)	1000m	1	4分	徒歩	10分	要配慮者避難
指定緊急避難場所	B小学校(徒歩以上)	200m	2	4分	徒歩	4分	要配慮者避難
避難の安全な場合	〇〇ビル	200m	2	4分	徒歩	30分	要配慮者避難
屋内避難	避難設備〇〇室	50m	1	1分	エレベーター、車椅子、介助者付き	1分	要配慮者避難

☑ 避難方法や避難に要する時間を確認

避難訓練

DIG * 災害図上訓練

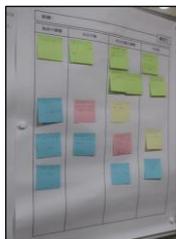
災害時の危険性を「見える化」し、こうならないためにはどうすればよいかをみんなで考える図上訓練です。



情報収集の方法を勉強



訓練開始！



アクションカード

条件付与(アクションカード)に応えることで、**災害時にとるべき行動を学ぶ実働(図上もOK)訓練**です。



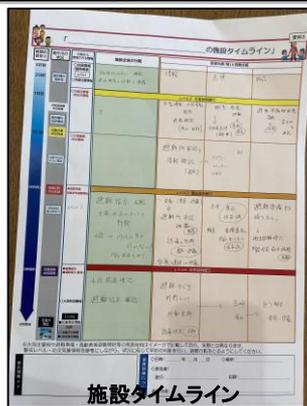
アクションカードはサンプル(左)もありますし、作成も可能です。

施設タイムラインを活用した避難訓練

施設管理者が、施設タイムラインを活用し、避難判断や各行動を開始するタイミングを検討し理解するための訓練ツールです。



訓練開始！



訓練シナリオ 簡易作成ツール

ツールにある()部分に避難確保計画の情報を記入するだけで**避難訓練シナリオ**が作成できるツールです。

*** シナリオ簡易作成ツールとは ***

- 避難訓練を実施する際に必要となるのが、訓練の進捗を整理したシナリオです。
- シナリオの作成に悩む施設管理者・担当者の方も多いため、**より訓練をスムーズに行えるように**、主な5つの訓練について「シナリオ簡易作成ツール」を作成しました。
 - 避難準備訓練
 - 情報収集・伝達訓練
 - 引き渡し訓練
 - 屋内安全確保(垂直避難)訓練
 - 立ち退き避難(水平避難)訓練

シナリオ簡易作成ツールの特徴

シナリオ簡易作成ツールの特徴は、

- シナリオにある「()」に、ご自身の施設の「避難確保計画」の情報を記入することで、施設ごとの避難確保計画に沿った避難訓練のシナリオを作成することができます。
- シナリオの記入は、「記入例」を参考にしてください。
- シナリオの追加や使わないシナリオの削除は、**手書きで調整**が行えます。

シナリオ簡易作成ツールのイメージ

施設の「避難確保計画」の情報を記入するだけ！

- 実行係
 - 職員を集合させる。
 - 確認事項
 - 避難確保計画を持って集合する。
 - 避難場所の避難先を確認する。
 - 集合地点の確認と参加者の確認。

記入例は、文中に赤字で記載

進捗したら「記入例」を参考にしましょう！

使わないシナリオがある場合は、シナリオの文頭に訓練を省略する、次のシナリオで進んでください。

▼その他、発注で発行する「発注が「なごみ」利用の場合」

シナリオを記入済みの場合は、専用の記載欄に記入